

【確認事項】

- 1 世田谷区内に所在する申請対象の住宅に住民登録があり、かつ、当該住宅に居住の実態がある。
- 2 同一世帯で複数の申請をしていない。
- 3 既に世田谷区住宅用消火器購入促進事業に係る助成金を受けた世帯の構成員ではない。
- 4 購入した消火器又はエアゾール式簡易消火具は申請者が使用し、転売・譲渡等を目的としていない。
- 5 購入した消火器又はエアゾール式簡易消火具は住民登録がある自宅で保管している（店舗や事務所部分へは設置していない。）。
- 6 世田谷区より、現地調査等の求めがあった場合には、これに応じる。
- 7 助成金交付後、助成要件を満たしていないこと又は虚偽の申請等の不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、区の指示に従い速やかに助成金を返還する。
- 8 暴力団関係者（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）及びその者が属する世帯及び関係者ではない。
- 9 申請者は、管理者、管理組合等、申請の対象となる住宅に居住する者以外の者ではない。